

別紙1

楠公休憩所利用に係る許可基準

1. 規模

- ・ 1日、50名以内とする。1グループ当たりの人数制限はない。
- ・ 複数団体の申請により定員を超える場合は先着順とする。

2. 許可できる使用目的

- ・ 環境関連を目的とした使用
- ・ 公園と一体となった使用

3. 禁止する行為

- ・ 政治的又は宗教的活動
- ・ 苑内への車の乗り入れ及び駐車（ただし、やむを得ない事情がある場合は別途申請すること。）
- ・ ペットの持ち込み
- ・ 楽器使用及び合唱等の大音量発生行為
- ・ 喫煙（喫煙は休憩所外の指定の場所で行うこと。）
- ・ 火気の使用
- ・ 休憩所内の設備、備品の損傷行為（損傷した場合は原状回復すること。）
- ・ 上記の他、他の一般利用者の利用の妨げになる行為